

在宅難病患者一時入院事業のご案内

在宅で療養されている難病患者さんが、介護者（患者さんを介護しているご家族）の方の理由等により必要な医療・看護・介護を受けられなくなった場合、鳥取県の指定する病院に一時的に入院していただける制度です

1 対象となる方

次の（１）（２）のすべてを満たしている方です

（１）鳥取県内に住所を有する方

（２）指定難病に患っている方及び特定疾患治療研究事業の対象の方のうち、在宅療養中の方^{※1}

※1 在宅療養中の方とは、一年の大半を在宅で療養されている患者さんで、ご家族ともに在宅での療養の継続を希望されている方です

2 入院期間

1回14日以内です。1年度につき合計28日以内で複数回の申請が可能です。申し込み多数の場合や、受入病院の状況によってはご希望に添えないことがあります。

3 入院費用

通常の入院と同様に医療保険の自己負担分と保険外の費用をお支払い頂きます。

4 申込み方法

①お住まいの住所地を管轄する保健所に申請書、その他必要な書類を提出していただきます。

申請は、入院希望日の14日前までですが、希望される方はできる限りお早めに御相談ください。特に、人工呼吸器装着の患者さんは、受入病院の調整が必要ですので、可能な限り1カ月前までの申請をお願いします。

②保健所から受入先の病院、入院の可否について申請者宛に通知書をお送りします。入院先が、かかりつけの病院ではない場合、かかりつけ医から診療情報提供書（紹介状）をもらい、入院先の病院お渡し頂く必要があります。

③入院数日前に受入先の病院から、入院の具体的な方法等についての連絡があります。入院当日は、入院決定通知書とその他必要なものをお持ちの上、指定された時間に病院にお出でください。

5 入院中のケア

通常の入院と同様、受入先の病院の医療や看護体制でのケアになります。

御家族のケアとは異なりますので、御自宅と同じように療養いただくことが難しい場合もありますが、あらかじめ御了承ください。

6 その他

①入院決定後は、患者さんご本人の病状の悪化などやむを得ない理由でない限りキャンセルできません。キャンセルは、他の患者さんに影響が及ぶ場合もありますので御

注意ください。

万一、キャンセルが必要な場合は、至急、受入先の病院と保健所に御連絡ください。また、入院決定後に、病状に大きな変化があったときは、の保健所担当者に御連絡ください。

②病状悪化等により治療が必要になった場合は、主治医と相談の上、転院となる場合もあります。

③他の入院患者さんにご迷惑となるような行為等があった場合は、退院していただくこともあります。

7 お問い合わせ先

お住まいの住所地を管轄する保健所もしくは鳥取県難病医療連絡協議会に御相談ください。

	お問い合わせ及び申請先	住所	TEL
鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方	鳥取市保健所	鳥取市富安二丁目 138-4	TEL (0857) 30-8532
倉吉市、東伯郡にお住まいの方	中部総合事務所倉吉保健所	倉吉市東巖城町2	TEL (0858) 23-3142
米子市、境港市、西伯郡、日野郡にお住まいの方	西部総合事務所米子保健所	米子市糺町 1丁目160	TEL (0859) 31-9317

鳥取県難病医療連絡協議会

電話 0859-38-6986

住所 米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院内